

# 浦安市

## 1. 浦安市の概況

人口：162,921人（H27.1 現在推計人口）

面積：16.98 km<sup>2</sup>

| 障害者手帳所持者数   | 浦安市<br>(H27.3 末現在) | 全国      |
|-------------|--------------------|---------|
| 身体障害者手帳     | 2,869人             | 525.2万人 |
| 療育手帳        | 680人               | 94.1万人  |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 695人               | 75.1万人  |

## 2. 浦安市における現状と課題

### (1) 浦安市における障害者差別の解消に関するこれまでの取組内容

浦安市のある千葉県には既に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、千葉県条例に基づき既に障害者差別を専門的に取扱う広域専門指導員が浦安市の属する圏域に配置されているとともに、さらに助言やあっせんを行う調整委員会が設置されている。これまで浦安市における障害者の人権侵害に関する取組の中心は、先に制定された障害者虐待防止法への対応を主な課題としてきたところである。

### (2) 浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例

法の実効性を担保する観点から、「職員対応要領」や「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置を市の施策として定めるほか、相談体制として本市独自に「障がい者権利擁護センター」の設置等を行うため、「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定することとした（平成28年3月議会上程、同年4月1日施行）。

条例の特徴は、次のとおりである。

- ・「(仮称) 障がい者権利擁護センター」は「障がい者虐待防止センター」の名称を変更し、障害者の虐待・差別等の相談を一体的に受ける。
- ・「障がい者差別解消支援地域協議会」は、現行の「高齢者・障がい者虐待防止対策協議会」を「(仮称) 高齢者・障がい者虐待防止及び差別解消対策協議会」とし、高齢者・障害者の虐待、差別等権利擁護全般を対応する。

## 3. 浦安市障がい者差別解消支援地域協議会

### (1) 設置根拠

高齢者・障害者虐待防止法に基づき設置された「高齢者・障がい者等における虐待防

止対策協議会」を、「浦安市障がい者差別解消支援地域協議会」（モデル会議）と位置付けている。

このように、高齢者の虐待防止や認知症施策等と連携しながら取組を進めることについては、次のような点で効果的と考えられる。

- ・ 高齢者虐待防止と障害者虐待防止のスキームが似ている（原則市町村での対応）
- ・ 障害者手帳所持者のうち、60歳以上が過半数を占める（高齢障害者の増加）
- ・ 認知症施策においては既に先行して、認知症高齢者に対する偏見や誤解や理解不足を解消する取組がなされている（モデルとなる）

## （２）構成メンバー（26名）

| 委員区分            | 所属及び職名                                    |
|-----------------|---|
| 医療関係            | 浦安市医師会 副会長                                |
| 弁護士             | 千葉県弁護士会京葉支部                               |
| 警察              | 浦安警察署 生活安全課長                              |
| 有識者             | 毎日新聞社 論説委員                                |
|                 | 淑徳大学 教授                                   |
| 労働関係            | 株式会社舞浜コーポレーション<br>業務サービス部ノーマライゼーション推進グループ |
| 就労支援関係          | 浦安市障がい者就労支援センター長                          |
| 障害者福祉施設         | 浦安市障がい者福祉センター 生活介護事業所長                    |
| 居宅介護支援事業所       | 株式会社愛ネット 取締役                              |
| 居宅サービス          | 株式会社リエイ 部長                                |
| 障がい者相談員（知的）     | 浦安手をつなぐ親の会 会長                             |
| 老人福祉            | 浦安市特別養護老人ホーム 施設長                          |
| 民生委員・児童委員       | 浦安市民生委員児童委員協議会 副会長                        |
| 相談支援関係          | 中核地域生活支援センターがじゅまる 副センター長                  |
|                 | 浦安市基幹相談支援センター 所長                          |
| 権利擁護関係          | 浦安市人権擁護委員連絡会 副会長                          |
|                 | 浦安市社会福祉協議会 事務局長                           |
| 包括支援            | 新浦安駅前地域包括支援センター長                          |
| 行政機関            | 千葉県市川健康福祉センター 地域福祉課長                      |
|                 | 浦安市健康福祉部長                                 |
|                 | 浦安市健康福祉部 次長（2名）                           |
|                 | 浦安市こども家庭支援センター 所長                         |
|                 | 浦安市男女共同参画センター 所長                          |
|                 | 浦安市健康福祉部高齢者支援課長                           |
|                 | 浦安市猫実地域包括支援センター 所長                        |
| 浦安市健康福祉部障がい事業課長 |   |

#### 4. モデル会議等の実施状況

##### (1) モデル会議等の開催経過

(平成 26 年度)

| 開催回次                   | 開催日時                                     | 主な議題   |
|------------------------|--|--|
| 第 1 回<br>モデル会議         | 平成 26 年<br>5 月 30 日(金)                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の統合について</li> <li>・通報・届け出状況について</li> <li>・年間計画(案)について</li> <li>・障害者差別解消法について</li> <li>・(仮称)障がい者差別解消支援地域協議会について</li> </ul>  |
| 第 1 回<br>ワーキング<br>グループ | 平成 26 年<br>7 月 31 日(木)<br>※千葉県と合同で<br>実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安市からの差別事例の報告</li> <li>・千葉県からモデル事業の実施に関する報告</li> <li>・市川健康福祉センターから</li> <li>・内閣府から障害者差別解消法に関する説明</li> <li>・当面の方向性について</li> </ul>   |
| 第 2 回<br>ワーキング<br>グループ | 平成 26 年<br>9 月 10 日(水)                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別事例について</li> <li>・大学・オリエンタルランドにおける取組について</li> <li>・障害者差別に関する相談体制について</li> <li>・市川健康福祉センターから相談活動に関する報告</li> <li>・相談窓口、ヘルプカードについて</li> <li>・地域フォーラム・中間報告会について</li> </ul> |
| 第 2 回<br>モデル会議         | 平成 26 年<br>11 月 18 日(火)                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法について</li> <li>・千葉県の調全体制について</li> <li>・浦安市の差別事例について</li> <li>・浦安市の優しい取組について</li> <li>・中間報告会について</li> </ul>  |
| 第 3 回<br>ワーキング<br>グループ | 平成 26 年<br>10 月 7 日(火)                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県との連携について</li> </ul>   |
| 第 4 回<br>ワーキング<br>グループ | 平成 26 年<br>12 月 9 日(火)<br>※千葉県と合同で<br>実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告会について</li> </ul>   |
| 第 5 回<br>ワーキング<br>グループ | 平成 27 年<br>2 月 12 日(水)<br>※千葉県と合同で<br>実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援体制の整備について</li> <li>・平成 27 年度の取組について</li> </ul>   |
| 第 3 回<br>モデル会議         | 平成 27 年<br>2 月 23 日(月)                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告会について</li> <li>・支援体制の整備について</li> <li>・平成 27 年度の取組について</li> </ul>   |

(平成 27 年度)

| 開催回次                          | 開催日時                  | 主な議題  |
|-------------------------------|-----------------------|---|
| プレモデル会議<br>第 1 回ワーキング<br>グループ | 平成 27 年<br>6 月 2 日(火) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(概要)について</li> <li>・障害者差別解消法と千葉県条例の役割について</li> <li>・法施行までのスケジュール等</li> </ul> |

|              |                    |  |
|--------------|--------------------|--|
| 第2回ワーキンググループ | 平成27年<br>10月15日(木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施経過及び今後のスケジュールの報告</li> <li>・庁内及び権利擁護部会委員からの配慮事例等の収集結果の報告</li> <li>・相談受付フローチャートについて</li> <li>・県と市の連携について</li> <li>・イベントについて</li> <li>・対応要領について</li> <li>・次回モデル会議(11/24)について</li> </ul> |
| 第1回モデル会議     | 平成27年<br>11月24日(火) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法施行に向けた取組</li> <li>・配慮等の事例収集について</li> <li>・相談窓口と相談の流れ</li> <li>・県と市の連携について</li> <li>・条例案・職員対応要領案について</li> <li>・イベントについて</li> </ul>  |
| 第2回モデル会議     | 平成28年<br>2月2日(火)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法施行に向けた取組</li> <li>・条例案、職員対応要領案について</li> <li>・障がい者差別解消支援地域協議会の在り方について(まとめ)</li> </ul>   |

## (2) モデル会議等における課題の把握

### ①ワーキンググループにおける課題の把握

ワーキンググループにおいては、平成25年度に実施したアンケートの活用、千葉県条例における差別の相談窓口を擁する市川健康福祉センターから浦安市において発生した事例について報告を求めることとした。

また、配慮に関するアンケート調査(平成27年7月1日～30日実施)や、当該アンケート結果に基づくヒアリング(同8月24日～28日実施)、自立支援協議会権利擁護部会委員からの配慮事例等の収集等を通じ、浦安市役所内での配慮に関する各種事例を取りまとめるとともに、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の策定に向けた検討に資することとした。

### ②千葉県との連携について

千葉県には、既に条例に基づく相談体制が構築されており、障害者差別に対応するための体制の整備が県単位で図られている。広域専門指導員や県庁で受け付けた差別と思われる相談を市町村とも共有しようとしているところであるが、十分に意思疎通がなされていない面がある。また、市域をまたぐような事例や国や県において対応する方が効果的に対応できることが予想される事例が発生した場合の対応方法が整理されていないのではないか、という法施行を見据えた新しい課題も指摘された。

### ③障害者差別の解消に資する周知・啓発等の取組について

ワーキンググループでは、法律や制度、仕組みや相談窓口、取組がある程度整備されてきているにも関わらず、障害当事者側に情報が届いていないという指摘がされ

た。既に、行政や大学、事業者で行っている配慮を広く市民にも伝えていくことができるという指摘に基づき、各機関の取組を広めていくことを確認した。

### (3) モデル会議における提案等

#### ◆相談窓口と支援体制について

相談者は「嫌な思いをした」ということが虐待なのか差別なのか分からずに相談されることが想定される。よって既存の組織等を活用するとともに、条例に基づく取組を進める千葉県の実績を生かし、「虐待防止センター」、「相談支援事業所」等、既存の虐待通報窓口、組織等を活用するとともに県と連携して対応することを協議会に提案した。

浦安市としては、既存の窓口が相談を受ける前提とし、既存の障害者虐待防止にかかるスキームを活用する方向を検討することとした。

(図) 提案された新たな相談窓口と支援体制

